

FAQ（よくある質問）

No.	質問	回答
1	連携協定とはどのようなものですか。	連携協定は、市と事業者との協力関係を定めるものであり、法的拘束力を有する許認可や認証制度ではありません。また、市が事業者のサービス内容や個別契約を保証するものではありません。
2	連携協定を締結すると、市の委託事業者になりますか。	なりません。連携協定は委託契約ではなく、市が業務を委託するものではありません。
3	どのような事業者が応募できますか。	高齢者等終身サポート事業を現に実施しており、公募要項及び評価基準を満たす法人等が応募できます。
4	新たに事業を開始する予定ですが応募できますか。	できません。公募開始日時点で高齢者等終身サポート事業を実施している事業者が対象となります。
5	横浜市内に本店がある場合でも応募できますか。	できます。ただし、横浜市民に対して適切なサービス提供を行うことができる体制を有していることが必要です。
6	高齢者等終身サポート事業のすべてが連携協定の対象ですか。	対象となるのは身元保証等サービス及び日常生活支援サービスです。死後事務サービスについては、今回の連携協定の対象外です。
7	横浜市民以外との契約も対象になりますか。	なりません。本制度は横浜市民を対象とするものです。
8	評価基準の一部を満たしていない場合でも協定を締結できますか。	できません。連携協定を締結するためには、評価基準のすべてを満たす必要があります。
9	現地確認やヒアリングはありますか。	必要に応じて実施する場合があります。
10	連携協定を締結した事業者は公表されますか。	市ホームページ等において事業者名その他必要な事項を公表します。
11	自社ホームページに掲載してよいですか。	可能です。ただし、市が事業者を認可、認証又は保証しているかのような誤解を招く表示を行わないでください。
12	連携協定の有効期間は何年ですか。	有効期間は2年間です。有効期間満了後も引き続き連携協定の締結を希望する場合は、改めて公募に応募していただく予定です。